

京都市美術館事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年月9月30日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第 40 号

京都市美術館事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市美術館事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「課に」の右に「担当課長,」を加える。

第4条第6項中「担当課長補佐」を「担当課長, 担当課長補佐」に改める。

第5条第2項に次のただし書を加える。

ただし, 担当課長が置かれている場合は, 主管事務につき, 担当課長がその職務を代理し, 担当課長に事故があるときは, 主管事務につき, 課長補佐, 担当課長補佐, 係長又は担当係長がその職務を代理する。

第7条中「文化市民局文化芸術担当局長は」の右に「, 担当課長」を加える。

附 則

この規則は, 平成25年10月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)